

産業建設委員会会議録

日時 令和４年１０月２０日（木曜日）

午後３時８分開会、午後３時５０分閉会

場所 第１委員会室

日程

１ 開会

２ 委員長挨拶

（１）令和４年第３回臨時会上程議案等について

①令和４年度土浦市一般会計補正予算（第１０回）（案）について

②専決処分の報告について

（２）報告事項

（３）その他

３ 閉会

出席委員（７名）

委員長 平石 勝司

委員 内田 卓男

委員 寺内 充

委員 矢口 清

委員 柳澤 明

委員 小坂 博

委員 勝田 達也

欠席した委員（１名）

副委員長 柏村 忠志

説明のため出席した者（６名）

副市長 片山 壮二 産業経済部長 佐藤 亨

建設部長 渡辺 善弘 商工観光課長 沼尻 健

農林水産課長 黒須 清一 道路管理課長 浅岡 武徳

傍聴者 ０名

事務局職員出席者 松本裕司

○平石委員長 ただ今から産業建設委員会を開催いたします。それでは、協議に入ります。次第（１）令和４年第３回臨時会上程議案等について、①令和４年度土浦市一般会計補正予算（第１０回）（案）について執行部から説明願います。

○沼尻商工観光課長 商工観光課です。令和４年度補正予算第１０回（案）について、御説明いたします。資料２ページをお願いします。事業名は、貨物自動車運送事業者支援金支給事業補正額は、５，４５２万円をお願いするものでございます。この事業は、箱の右側の説明のとおり、原油価格高騰による燃料費上昇の影響を受けている運送事業者に対して、支援金を支給するものでございます。３ページに送っていただきまして、２事業内容を御覧ください。市内に事業所を有する業者に対して、その事業所が管理する車両台数に応じて支援金を支給するものでございます。その支給額の算定方法ですが、固定支給として１事業者当たり１０万円、車両支給として１台当たり２万円で、上限を設け、最大２０台分として４０万円を支給したいと考えております。３の支給対象ですが、米印に記載のとおり、貨物自動車運送事業法の許可又は届出をした道路貨物運送業を主な事業としている業者となっております。４の申請期間は、議会の御承認をいただいた後、１１月中旬から来年の１月末を予定しております。５の事業費、５，４５２万円としておりまして、その内訳は記載のとおり、対象事業者数を１６４事業者としております。そのうち法人１５４業者は、運輸局にて調査したもので、それにプラス個人事業主として１０社を想定しております。計算式として、①固定支給は、１事業者１０万円掛ける１６４業者で計１，６４０万円、②車両支給は、運輸局にて各社の所有台数を把握しておりますので、法人１５４業者は合計３，７９２万円、上限２０台を超える業者が３７業者ございました。それから個人事業主１０社を想定した２０万円をプラスし、３，８１２万円、固定支給と車両支給の合計が５，４５２万円となります。今回の事業の歳入につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するもので、５，４５２万円のうち４，７５４万３，０００円を臨時交付金でカバーするものでございます。また、この事業につきましても、本年５月に関東運輸局から地方創生交付金のコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分を活用して、事業者支援をしてほしいとの協力依頼がございました。さらに、

6月には、茨城県トラック協会から市長あてに運送業者への支援要望書が提出されております。こうしたことを踏まえまして、今回補正予算をお願いするものでございます。説明は、以上です。よろしくお願いいたします。

○黒須農林水産課長 農林水産課でございます。同じく4ページをお願いいたします。今回お願いいたします補正予算（案）2事業につきまして、御説明させていただきます。はじめに、上の箱の事業名「農業資材価格高騰対策支援事業」となります。こちらの事業につきましては、右側説明欄にございますように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、農業生産経費高騰等により大きな影響を受ける農業の担い手を支援し、農業生産意欲の向上を図るものです。5ページをお願いいたします。事業内容につきましては、上から2番目の事業内容にありますように、市内に住所を有する個人又は主たる事業所を有する法人等の認定農業者及び認定新規就農者に対し、支援金として一律10万円を支給することで、さまざまな農業生産経費の高騰による影響の緩和を図り、地域の農業生産体制を維持していくものです。つぎに、対象者の欄（5）に記載の水稻生産継続支援事業による支援を受けないこととございますが、こちらは、次に御説明させていただきます支援事業とこちらの支援事業は、二つ同時には受けられない旨の説明でございます。つぎに、事業費につきましては、対象認定農業者192経営体、認定新規就農者13経営体、合わせて205経営体に支援金として250万円を計上しており、この増額補正をお願いするものです。実施予定といたしましては、対象者通知送付を11月中旬から下旬ごろ、申請受付を12月から1月末ころを予定しております。お手数ですが4ページにお戻りください。下の箱の水稻生産継続支援事業となります。こちらの事業につきましても、右側説明欄にございますように、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、米価格下落に加え、農業生産経費の高騰により大きな影響を受ける主食用米販売農家を支援し、地域の水田農業生産体制の維持を図るものです。11ページをお願いします。事業内容につきましては、上から2番目の事業内容にありますように、市水田営農実施計画に記載されている農地で主食用米に位置づけられている水稻品種を、販売目的で生産する農業者に対して、10アール当たり2,000円の支援金を支給するものです。つぎに、対象者条件の主なものといたしまして、（1）の標記にございます販売目的で50アール以上の水稻生産を行っている農家、（2）は9月30日現在、市内に住所を有する個人及び生産組合又は主たる事業所を有する法人等、

（５）は、前に説明させていただきました支援事業による支援を受けないことなどでございます。つぎに、事業費につきましては、対象の主食用米作付面積 6 4 6 万 2 , 6 0 0 平方メートルに対しまして支給額 1 , 2 9 2 万 6 , 0 0 0 円を計上しており、この増額補正をお願いするものです。実施予定といたしましては、先に説明させていただきました事業と同じ日程でございます。説明は、以上となります。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○勝田委員 貨物自動車の件で教えてください。市内に事業所を有するとありますけれども、本社でなく支店でもよいのか。ヤマトさんとか佐川さんのような大きなところで、市内に営業所があるところはどうなのでしょう。

○沼尻商工観光課長 事業所は本社でなくとも対象としますので、大手のところも入っておりまして、車両台数も多いので 2 0 台を上限としています。

○勝田委員 そういった事業所は、固定資産税を除いた事業に関する税金を土浦市に支払いますか。

○沼尻商工観光課長 申し訳ありません。お調べいたします。

○勝田委員 受益者と納税者が一致しているか、国からの負担金ではありますが、土浦が負担すべきところが土浦に納税をしているところかといった話です。支店を持つ事業所がどうなのかということで、そういったところが救われてはいけないという話ではないのですが、救い方というものがあると思うので、そういったところが分かればと思います。

○佐藤産業経済部長 支店であっても法人住民税だとか、固定資産税も土浦市のほうに発生すると思いますので、規模が大きいほど払っていただくようになります。受益している方が、税負担をしているという考えでよろしいかと思います。

○勝田委員 対象者で、運輸局台帳記載というのは分かりますが個人事業主が想定範囲を出ないというのは、何か理由があるのですか。

○沼尻商工観光課長 運輸局からリストをもらったのですが、所有台数が少なくとも 2 台以上でしたので疑問もあります。水戸市などの例では 2 社くらいでしかないなどの話がありました。おそらく赤帽さんのスーパーカーゴのようなものだと思います。最大でも 1 0 社になるのかどうかという想定でございます。免許などについては、申請を頂く際に車検証などで確認することを考えています。

○勝田委員 分かりました。そういうところにも手を差し伸べてくださいということです。よろしくお願いします。

○平石委員長 私からもよろしいでしょうか。農業資材価格高騰対策支援事業について、認定農業者とは市内の農業者に対して、どのくらいの割合になるのですか。

○黒須農林水産課長 認定した農業者については、192経営体、新規の就農者が13経営体でございます。

○平石委員長 全ての農業者が認定農業者になるのでしょうか。その割合はいかがですか。

○黒須農林水産課長 農地台帳というものがございまして、どの方がどういうものを作っているかを管理しているのですが、その中から農業経営基盤強化促進法に基づいて、計画方針を提出した農家さんを認定したものを認定農業者というのですが、割合については資料がありません。

○平石委員長 物価高騰で大変な思いをしている農業者も多いと思いますので、全体でどのくらいの方が受けられるか分からなかったものですから。佐藤部長、分かりますか。

○佐藤産業経済部長 割合は分かりませんが、認定農業者にさせていただいたのは、地域農業の担い手となっている方とさせていただきました。市としての受益の関係もありまして、担い手となっただけの方への支援といたしております。

○平石委員長 では、農業で生計を立てられている方は、ほとんど対象になるのですね。

○佐藤産業経済部長 100パーセントではないかと思いますが、認定農業者となる条件がありますので、認定されている方になります。

○柳澤委員 説明が分かりにくいよ。声も小さい。もっと分かりやすくね。

○黒須農林水産課長 はい、認定農業者というのは、農業を主としていて、年間2,000時間従事されていて、年間の収入が580万円ある方をいいます。

○柳澤委員 それが認定農業者、簡単じゃん。最初からそう言って説明してくれば。

○平石委員長 ありがとうございます。つぎに、②専決処分の報告について、執行部から説明をお願いします。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。②専決処分の報告についま

して、御説明いたします。今回の報告は、道路管理瑕疵に係る物損事故の和解2件でございます。2ページをお願いいたします。1件目でございますが、事故の発生日時と場所につきましては、令和4年8月5日の午後4時50分ころ、3ページに添付いたしました国道6号中貫交差点の南側であります土浦市中貫1608番2地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の車両が市道中貫40号線を走行中に、対向から来た車を避けようと路肩に寄ったところ、草が左バックミラー及びドアバイザーに引っ掛かり、5、6ページにあります写真のとおり破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し、損害額2万7,275円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、4ページにあります写真が現場状況でございますが、繁茂した草につきましては、直ちに、草刈りを実施しております。2件目でございますが、7ページをお願いいたします。事故の発生日時と場所につきましては、令和4年8月20日の午後7時ころ、8ページに添付いたしました神立病院の北側であります土浦市神立中央五丁目4586番5地先において発生した物損事故でございます。事故の概要としましては、相手方の自転車が行進中に陥没箇所に前輪が落ちてしまい、10、11ページにあります写真のとおり自転車の前輪を破損したものでございます。和解の概要といたしましては、土浦市が相手方に対し損害額1万2,950円を支払うことにより和解したものでございます。支払いにつきましては、損害保険にて対応しております。なお、9ページにあります写真が現場状況でございますが、陥没した箇所につきましては、直ちに補修をいたしております。説明につきましては、以上でございます。

○平石委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、御質問等ありますか。

○寺内委員 最初のほう、4ページでこれだけ草木が伸びているけど、これは市の土地ではなくて民有地だね。

○浅岡道路管理課長 実際の道路の部分は、上の写真にあるように道路側溝が市の土地でして、そこから生えています。

○寺内委員 全部が民有地でなくて、市の土地の部分もあるんだ。でも、そのほかのところは、所有者に刈ってもらうんでしょ。そうでないと、市が全部やることになってしまう。

○浅岡道路管理課長 委員のおっしゃるとおり、所有者のほうはやってくれ

るか分かりませんが、道路側溝から約50センチのほうは、市の土地ですのでそちらを刈らせていただきました。

○寺内委員　だって、これだけ道路に被っていたらまた同じことになる。結局、そうしたらまた市のほうで補償しなければならないのか。こういうところは、市内に何か所もあるから、所有者に刈ってもらうようにしないといけない。市のほうで、地権者に「危ないからすぐにでも枝をカットして通行の妨げにならないようにしてください」と行政指導してよ。ここだけじゃなく、危ないところはあるから。答弁はいいから、よろしくお願いしますよ。

○平石委員長　つぎに、(2)報告事項について、執行部から説明をお願いします。

○浅岡道路管理課長　先日、産業建設委員の皆様にお伝えしました乙戸地区における損害賠償訴訟の件でございますが、今月12日に原告側の訴状陳述が行われたところでございます。次回、12月に反対弁論を行う予定でございます。今後、顧問弁護士と相談しながら経過を委員会のほうで報告したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○平石委員長　その他について、執行部から何かありますか。

○佐藤産業経済部長　執行部からが、ございません。

○平石委員長　委員の方からは、ございますか。

(「なし」との声あり)

○平石委員長　それでは、お疲れ様でございました。以上で、産業建設委員会を閉会します。